

農薬調査結果一覧表

区分	農薬名	ゴルフ場		河川基準地点	ゴルフ場 指針値 ^{※1} (環境省)	環境基準		農業の水質 評価指針 ^{※2} (環境省)
		A	B	新葛飾橋		人の健康の 保護に関する 環境基準	人の健康に関 する要監視項 目及び指針値	
		春季	春季	春季				
殺虫剤	イソキサチオン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.08		0.008	
	イソフェンホス	-	-	<0.0002	0.01			
	クロルピリホス	-	-	<0.0002	0.04			0.03
	ダイアジノン	-	-	<0.0002	0.05		0.005	
	トリクロロホン(DEP)	-	-	0.0004	0.3			0.03
	フェニトロチオン(MEP)	-	<0.0002	<0.0002	0.03		0.003	
	ピリダフェンチオン	-	-	<0.0002	0.02			0.002
	アセフェート	-	-	<0.0002	0.8			
	エトフェンプロックス	-	-	<0.0002	0.8			0.08
	チオジカルブ	<0.0005	-	<0.0005	0.8			
	ベンスルタップ	<0.0005	-	<0.0005				
	チアメトキサム	<0.001	-	<0.001				
殺菌剤	イソプロチオラン	-	<0.0001	0.0001	0.4		0.04	
	イプロジオン	-	<0.0002	<0.0002	3			0.3
	オキシ銅(有機銅)	-	<0.001	<0.001	0.4		0.04	
	キャプタン	-	-	<0.0002	3			
	クロタロニル(TPN)	-	-	<0.0001	0.4		0.05	
	チウラム(チム)	-	-	<0.0005	0.06	0.006		
	トリクロホスメチル	-	-	<0.0002	0.8			0.2
	フルトラニル	-	-	<0.0002	2			0.2
	エトリジアゾール	-	-	<0.0002	0.04			
	クロロネブ	-	-	<0.0002	0.5			
	ベンシクロン	-	-	<0.0002	0.4			0.04
	メタラキシル	-	-	<0.0002	0.5			
	メブロニル	-	<0.0002	<0.0002	1			0.1
	アゾキシストロビン	<0.0005	-	<0.0005	5			
	イミノクタジン酢酸塩 ^{※3}	-	<0.0005	<0.0005	0.06 ^{※3}			
	プロピコナゾール	<0.0002	-	<0.0002	0.5			
	ホセチル	-	-	<0.0005	23			
	ポリカーバメート	-	-	<0.0005	0.3			
	ボスカリド水和剤	<0.001	-	<0.001				
除草剤	チフルザミド	-	<0.001	<0.001				
	アシュラム	-	<0.001	<0.001	2			
	ジチオビル	-	-	<0.0002	0.08			
	シマジン(CAT)	-	-	<0.0002	0.03	0.003		
	ナプロパミド	-	-	<0.0002	0.3			
	ピリブチカルブ	-	-	<0.0002	0.2			
	ブタミホス	-	-	<0.0002	0.04			0.004
	プロピザミド	-	-	<0.0002	0.08		0.008	
	ベンスリド(SAP)	-	-	<0.0002	1			0.1
	ベンディメタリン	-	-	<0.0002	0.5			0.1
	テルブカルブ(MBPMC)	-	-	<0.0002	0.2			
	ペンフルラリン	-	-	<0.0002	0.8			
	メコプロップ(MCPP)	<0.0005	-	<0.0005	0.05			
	メチルダイムロン	-	-	<0.0002	0.3			
	トリクロピル(トリエチルアンモニウム塩)	-	-	<0.001	0.06			
	シデュロン	-	-	<0.0005	3			
	ハロスルフロンメチル	-	-	<0.0005	0.3			
	フラザスルフロン	-	<0.0005	<0.0005	0.3			
	グリホサート	<0.001	-	<0.001				
成長調整剤	トリクロキシスルフロナトリウム塩	-	<0.001	<0.001				
	MCPAイソプロピルアミン塩	-	<0.001	<0.001				
成長調整剤	トリネキサバックエチル	<0.001	-	<0.001				

※1) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針。ゴルフ場から排水される水に適用される指針値。

※2) 公共用水域等における農業の水質評価指針。空中散布農薬等一時に広範囲に使用されるもので公共用水域等での水質汚濁に関する基準値などが定められていないものについての指針値。

※3) イミノクタジンとしての指針値である。